

国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由
<p>本則 (組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(3) (略) (4) <u>遺伝子組換え生物安全管理規程第5条</u>に定める安全主任者 3人 (5)～(7) (略) 2 (略)</p>	<p>本則 (組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(3) (略) (4) <u>国立大学法人東京農工大学特定生物安全管理小委員会要項 第3条</u>に定める安全主任者 3人 (5)～(7) (略) 2 (略)</p>	

附 則 (細則第12号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。